

## 給付金についてよくあるご質問

**Q**：公的年金等とはどのようなものですか。

**A**：遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などです。

**Q**：「簡易な収入額の申立書」において、添付書類である「収入の額が分かる書類」とはどのようなものですか。

**A**：例えば、下記が考えられます。

### 【基本給付の対象者のうち2に該当する方】

- ・ 給与収入を有する方は平成 30 年の給与収入が分かる書類（課税証明書、源泉徴収票など）
- ・ 事業収入または不動産収入を有する方は帳簿など
- ・ 公的年金等収入を有する方は年金改定通知書など

### 【基本給付の対象者のうち3に該当する方】

- ・ 給与収入を有する方は給与明細など
- ・ 事業収入または不動産収入を有する方は帳簿など
- ・ 公的年金等収入を有する方は年金額改定通知書など
- ・ 収入がない場合はその旨の申立書

**Q**：追加給付について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した、とはどのような場合ですか。

**A**：収入の減少額や減少割合に一律の基準はなく、内定が取り消された、求職活動に影響があったなど、新型コロナウイルス感染症の影響が無ければ得られていたはずの収入が得られなかった場合も含まれます。

**Q**：基本給付の対象者のうち3に該当する場合、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変したかどうかは、どのように確認するのですか。

**A**：令和2年2月以降の任意の1か月の収入額について、12か月換算した収入見込額が児童扶養手当の支給制限限度額と同等の収入額未満となれば支給対象です。

**Q:** 基本給付の対象者のうち 3 に該当する場合、扶養義務者の収入が減少した場合でも家計急変といえますか。

**A:** 消費生活上の家計が同一である扶養義務者の収入が減少した場合でも給付金の対象になります。